

小 鹿 野 都 市 計 画  
(小 鹿 野 町)

都 市 計 画 区 域 の  
整 備、開 発 及 び 保 全 の 方 針

埼 玉 県

都 市 計 画 の 案 の 縦 覧	平成 28 年 4 月 12 日から 平成 28 年 4 月 26 日まで
都 市 計 画 の 決 定 告 示	平成 28 年 8 月 30 日

< 目 次 >

第1	都市計画の目標	
1	基本的事項	
(1)	都市計画区域の範囲	1
(2)	目標年次	1
2	都市計画の目標	
(1)	当該都市計画区域の特性	2
(2)	当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	2
3	地域毎の市街地像	3
第2	区域区分の決定の有無	4
第3	主要な都市計画の決定の方針	
1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	主要用途の配置の方針	5
(2)	土地利用の方針	5
2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	交通施設の都市計画の決定の方針	6
(2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
(3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1)	基本方針	8
(2)	主要な緑地の配置の方針	9
(3)	具体の公園・緑地の配置の方針	10

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

## 小鹿野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 第1 都市計画の目標

#### 1 基本的事項

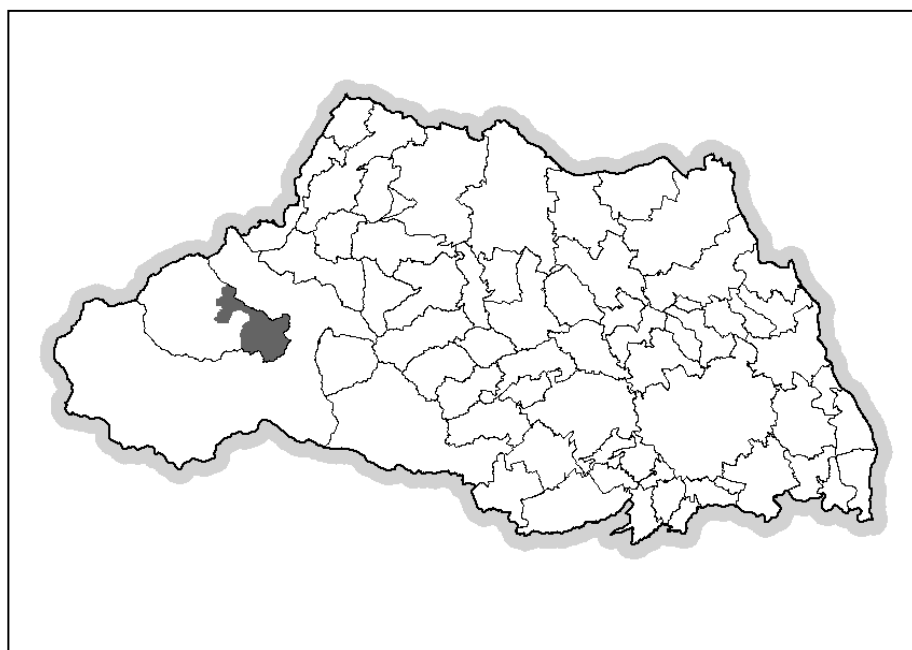
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域の見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

#### (1) 都市計画区域の範囲

小鹿野都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
小鹿野都市計画区域	小鹿野町	行政区域の一部



#### (2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

### (1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置している。秩父盆地のほぼ中央部に位置し、山林と農地が区域の多くを占めており、赤平川、小森川などが流れている。道路は、北部を東西方向に一般国道299号が連絡し、西部を南北方向に県道皆野両神荒川線が連絡し重要な広域幹線道路となっている。

一般国道299号沿道は、かつて江戸と信州を結ぶ重要な街道であったことから、古くから宿場町として産業や経済等が発展し、西秩父地域の市街地を形成している。

また、県立西秩父自然公園などの優れた自然景観や小鹿野歌舞伎を代表とする独自の歴史的、伝統的な文化も受け継がれている。また、秩父ミュージックパークなどの自然を活用した娯楽施設など多彩で豊富な観光資源にも恵まれている。

こうした区域の自然環境、独特の歴史や伝統文化などの地域資源を活かして、美しい自然環境に囲まれたたたずまいを原風景として、快適な生活環境の形成と個性あるまちづくりを進めることが重要である。

### (2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

#### ○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地の機能を維持するとともに、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図る。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

#### ○ 地域の個性ある発展

豊かな自然、歴史、文化を活かして訪れたいと感じる魅力を高め、観光振興により地域の活性化を図るとともに、点在する地域資源をネットワーク化して相乗効果による観光の魅力を高める。

#### ○ 都市と自然・田園との共生

秩父山地や荒川などの自然や自然公園を活かしつつ、自然環境の保全を図る。

### 3 地域毎の市街地像

小鹿野町役場や文化センター等の業務施設が集積する町の中心部とその周辺地域では、文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、連担する既存集落と歴史的街並みを保全しながら、住宅と商業が調和した良好な居住環境を形成する。

農村地域工業等導入地区については、周辺地域における農業との調和に十分配慮した工業地を形成する。

その他の豊かな自然が広がる地域では、森林や農地等に恵まれた緑豊かな自然環境等との調和を維持しながら、既存集落とその居住環境を保全していく。

## 第2 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

埼玉県の本西部、都心から約80km圏、秩父盆地のほぼ中央部に位置し、周囲は奥秩父山地などの山々に囲まれており、山林と農地が区域の多くを占めており、秩父盆地の中央部を一般国道299号沿道に細長い市街地が形成されている。

土地利用としては、平成9年に本区域を都市計画区域に指定し、区域区分を定めることなく土地利用を図ってきた。また、住宅などの都市的土地利用と農地等が点在する場合においても、相互に居住環境や生産環境に悪影響を及ぼしている状況はみられず、無秩序な市街地は形成されていない。

主な交通の状況としては、一般国道299号が主な幹線道路で、秩父方面へバス交通が連絡している。

人口及び産業の動向については、人口減少・超高齢社会の同時進行などの影響により、減少傾向である。

従って、「周囲が山々に囲まれ、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくいこと」、「区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地は形成されていないこと」及び「人口の動態や産業の業況は、おおむね減少傾向であること」などを踏まえると、今後、人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できない。

一方、県立西秩父自然公園の山々など、美しい自然景観に恵まれ、自然公園地域の普通地域や森林地域の保安林及び地域森林計画対象民有林等に指定されている。また、農地の多くは農業振興地域に指定されており、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されている。

以上のことから、本区域については、引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

### 第3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

住居の環境を保護するとともに、日常生活に必要な利便施設や雇用の場を確保するため、周辺に広がる自然環境や田園風景との調和を図りながら、地域の特性に応じた用途を配置する。

##### (2) 土地利用の方針

###### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

###### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

###### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

赤平川、小森川などの水辺やその周辺、県立西秩父自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

###### ④ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

## 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、一般国道299号、県道皆野両神荒川線等の幹線道路で構成されている。バス交通は、民営による路線バスやコミュニティバスが運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。

#### ② 主要な施設の配置の方針

広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区間の交通を円滑に処理するために必要な道路網を配置する。



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、処理施設の整備を進める。

また、河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

### 3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

本区域は、約7割が山林であり豊かな自然環境を有しており、北西部には県立西秩父自然公園が指定されているほか、東部には般若・ようばけ県自然環境保全地域が指定されている。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

## (2) 主要な緑地の配置の方針

県立西秩父自然公園に指定された山林などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

### <自然環境の保全>

赤平川や小森川などの河川敷地、県立西秩父自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

### <防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

### <環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

### <景観形成の機能>

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

### <ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

### (3) 具体の公園・緑地の配置の方針

#### <街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <広域公園>

一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。


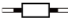





#### <その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

# 小鹿野都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

凡 例	
都市計画区域	 鉄道 
行政区域	 広域交通 
公園・緑地等	 河川 
地域毎の市街地像の地域	

(注)方針図は、おおむねの位置を示している。  
公園・緑地等は、広域的なものを示している。

